

◎議案第 5号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第3、議案第5号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

小関税務課長。

○税務課長（小関雄司君） 議案第5号でございます。白老町税条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年9月6日提出。白老町長。

続きまして、議案説明でございます。議5-5でございます。白老町税条例の一部改正について。

地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことから、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。

---

議案第5号 白老町税条例の一部を改正する条例 議案説明資料

地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年6月12日公布）改正関係（平成25年9月6日提出、町税条例改正の主なもの）

1、個人住民税の公的年金からの特別徴収の見直し

公的年金からの仮特別徴収税額を年金所得者の公的年金に係る前年度分の個人住民税の2分の1に相当する額とするもの。（第47条の2・第47条の5）

2、金融所得課税の一体化等に伴う、公社債等に係る課税方式の変更

一般株式等に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等を分離課税とすること。公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲を拡大する等。（附則第16条の3～第20条の2）

---

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

---